

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出禁止時間の変更及び 領事窓口の対応時間変更について

令和3年1月9日
在ドミニカ共和国日本国大使館

- ・1月11日から26日まで、夜間外出禁止時間は、平日及び祝日の夜間外出禁止時間が午後5時から午前5時まで（帰宅のための移動は午後8時まで可）となります。また、週末（1月16日、17日及び23日、24日）の外出禁止時間は午前12時（正午）から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午後3時まで可）となります。
- ・上記期間中バー、アルコール飲料販売店、食料雑貨品店（コルマド）内での飲食が禁止されます。レストラン店内での飲食は収容人数の50%、1テーブルの着席人数6名を上限として営業が許可されます。
- ・夜間外出禁止時間の延長に伴い、領事窓口の対応時間を午前8時45分から午後1時、午後1時30分から午後5時までに変更いたします。（昼休みを30分短縮し、終了時間を30分早めます。）

今回の窓口対応時間の変更についてご不明な点等ございましたら、当館領事部までお問い合わせください。ご利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、外出禁止の実施期間や時間に変更される可能性がありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○大統領府ホームページ

<https://presidencia.gob.do/decretos/6-21>

<https://presidencia.gob.do/decretos/7-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp